

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

(仮称) 大阪ウィーク実施にかかる企画調整及び実施運営等業務委託

### 2 契約相手方

JCD・DNP・NEP 共同事業体

代表構成員 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン 代表取締役 古野 浩樹

### 3 随意契約理由

本委託業務は、予算の範囲内において、大阪府及び府内 43 市町村が連携し、万博会場内で様々な催事を行い、大阪の魅力を世界に向けて強く発信するとともに、国内外との交流を深めることで、地域のプレゼンスを一層高めることを目的とするものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さず、事業者から最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

有識者により構成される選定会議において意見を聴取した結果、JCD・DNP・NEP 共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により JCD・DNP・NEP 共同事業体と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

万博推進局 機運醸成部参加促進課

(電話番号 06-6690-7648)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託

### 2 契約相手方

DNP・JCD 共同事業体

### 3 随意契約理由

大阪・関西万博（以下「万博」という。）の成功に向けて、大阪府・大阪市では、（公社）2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）や経済界等とも連携し、博覧会協会機運醸成委員会で策定した「機運醸成行動計画」に基づき、府内外をターゲットに、来場意向度の向上につながるよう機運醸成の取組みを行っている。

万博の成功に向けて万博への理解促進や期待感を高めるため、開催意義や効果をはじめ、パビリオンの建設状況や展示内容、会場で展開される催事のプログラムなどの具体的な情報を広く発信するとともに、博覧会協会・経済界と連携した万博PRや、行政ネットワークを活用した取組み、SNS等の活用など多様なターゲットに応じた広報を強めていく必要がある。

本事業は、各種イベントでの万博PRや各種媒体での広報など、様々な業務で構成しているが、「万博会場でどのような体験ができるかをいかに発信するか」という視点から、各業務を一体的かつ効果的に展開することにより、万博の来場意向度を向上させるため実施するものである。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、DNP・JCD共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、DNP・JCD共同事業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

万博推進局機運醸成部推進課  
（電話番号 06-6690-7640）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度・7年度大阪・関西万博における賓客受け入れ等業務委託

### 2 契約相手方

㈱JTBGMT ㈱JTB コミュニケーションデザイン共同事業体

(株式会社 JTB グローバルマーケティング&トラベル、株式会社 J T B コミュニケーションデザイン)

### 3 随意契約理由

本業務においては万博会期中半年間にわたって、英語のみならず複数の言語においてハイレベルな通訳の確保並びに的確な配置を行うため経験に基づく高度な専門性が求められる。また、海外賓客を対象として複数回、異なる場所・内容でレセプションパーティーの企画・運営を求めているが、ハラルやアレルギー対応が必須であり、豊富な知識及び経験が必要となる。

「効率的かつ賓客の格にふさわしい接遇を実施」という本業務の目的及び性質は競争入札に適さないものであり、高い知見を必要とすることから予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、㈱JTBGMT ㈱JTB コミュニケーションデザイン共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、㈱JTBGMT ㈱JTB コミュニケーションデザイン共同事業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

万博推進局総務企画部儀典課

(電話番号 06-6690-7107)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託

### 2 契約相手方

大日本印刷株式会社 左内町営業部

### 3 随意契約理由

令和6年度は、万博の開幕200日前を迎え、万博の来場日時予約やパビリオン観覧予約開始が予定されている、令和6年9月から11月までの期間と、万博開幕の直前直後となる令和7年3月から5月までを、来場意向度の向上につながる集中的なPRを行う期間（PR重点期間）と位置付けている。

大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託（以下、「本事業」という。）は、この2回のPR重点期間を中心に、主に大阪府内において（一部大阪府外での展開も想定）、装飾や展示物等によるシティドレッシングを効果的に展開することで、府内在住者、在勤者、国内外からの来阪者に万博を印象付け、来場意向度の向上や、万博開幕の祝賀・歓迎ムードの創出を図り機運醸成を進めることとしている。

本業務の実施においては、メディア等を活用した効果的なプロモーションはもちろん、府民・市民や府外・海外からの観光客等、多くの人の関心をひくPRツールの作成が必要不可欠であり、受注者が専門的な技術や知識及び創造性のある戦略を遂行する能力を有することが必須であり、戦略的な事業実施計画を策定し、各種取り組みを有機的に連動させて実施することが不可欠である。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大日本印刷株式会社 左内町営業部の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大日本印刷株式会社 左内町営業部と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

万博推進局機運醸成部推進課

（電話番号 06-6690-7640）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪・関西万博開催に向けた交通需要マネジメント（TDM）実施業務委託

### 2 契約相手方

トッパン・パシフィックコンサルタンツ共同事業体

### 3 随意契約理由

本委託業務は、予算の範囲内において、万博開催時の混雑情報やTDMの取組等を広報により周知し、働きかけTDMの目標達成を目的とするものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さず、事業者から最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

有識者から構成される選定会議において意見を聴取した結果、トッパン・パシフィックコンサルタンツ共同事業体の評価点は高く、契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

万博推進局 整備調整部整備企画課

（電話番号 06-6690-7731）

## 随意契約理由書

### 1. 業務名称

大阪ヘルスケアパビリオンにおける i P S 細胞による生きる心臓モデル等の展示製作・運営業務

### 2. 事業の概要

本業務は、2025 年大阪・関西万博に地元パビリオンとして出展する大阪ヘルスケアパビリオンにおいて、i P S 細胞による生きる心臓モデルの展示（i P S 細胞で作製した心筋シートを用いた心臓展示）をはじめ、大阪・関西の再生医療のポテンシャルや未来の医療の国内外への情報発信に資する展示物を大阪府・大阪市が出展するにあたり、展示物の製作及び万博会期中の運営を行うものである。

こうした取組みを進めることにより、パビリオン来館者に、将来への期待といのちの大切さを学んでもらうとともに、科学への関心を高め、次代の人材育成にもつなげることを目的とする。

### 3. 委託先事業者の選定経過等

パビリオン来館者がわくわくし、興味を引き立てる展示要素・演出方法や子どもにもわかりやすい展示とするための工夫・仕掛けといった高度な創造性・企画力が要求されるため、令和5年度に実施した「i P S 細胞による生きる心臓モデル等の展示計画・設計業務」（以下展示計画・設計業務）という。）については、民間事業者の知識やノウハウ、創意工夫等の積極的な活用が期待できる公募型プロポーザル方式により、最優秀提案事業者として株式会社乃村工藝社を選定（令和5年6月9日）し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同者と随意契約を締結したところ。

### 4. 随意契約理由

令和5年度に実施した展示計画・設計業務における公募型プロポーザルでは、令和6年度以降の業務も見据え、展示物の製作・設置、会期中の運営等の経費として想定される概算額やそれを圧縮するための工夫・手法、運営方法の基本的考え方等の提案を求め、選定委員会では、パビリオン全体のスケジュールや動線計画、展示物の配置計画等との調整を円滑に行うことができる点や、類似コンテンツの製作実績等も評価されたことから、株式会社乃村工藝社を受注予定事業者として選定し、同者と随意契約を締結。同年10月末には展示計画書が取りまとめられ、令和6年3月末には設計業務が履行されたところ。

展示のメインコンテンツとなる「生きる心臓モデル」をはじめ、複雑な設計に基づく展示物の製作には特殊性が認められることなどから、仮に新規事業者が展示製作・運営業務を担う場合、工期が長期化し、パビリオンへの展示物の出展に多大なる影響を及ぼす恐れがある。

また、令和6年度以降の「i P S 細胞による生きる心臓モデル等の展示製作・運営業務」（以下「展示製作・運営業務」という。）においても、株式会社乃村工藝社が展示計画・設計業務を通じて蓄積してきた知識やノウハウ、業務の実施体制等を活用しなければ、円滑な業務の履行は困難となる。

なお、展示物の製作・設置、会期中の運営等の経費を圧縮するための工夫・手法等の令和5年度に実施した公募型プロポーザルでの提案内容も実現することができない。

以上の理由により、令和6年度以降の展示製作・運営等業務については、令和5年度の展示計画・設計業務の委託事業者である株式会社乃村工藝社と引き続き随意契約により委託契約を締結することとするもの。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度 2025年日本国際博覧会道路交通対策実施業務委託

### 2 契約相手方

タイムズ24株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、日本国際博覧会（以下「万博」という。）開催期間中の道路交通対策として、事前予約制の駐車場予約システムを導入するにあたり、予約システムの構築とその構築したシステムの運用を行うものである。

万博開催期間中は、万博を契機として大阪府内で人流・物流の活発化が想定され、普段利用している方が駐車場を利用できなくなることで駐車場を求め移動する「うろつき交通」の発生により、交通渋滞や事故が懸念される。

当該懸念点については別添の通り2025年日本国際博覧会に関する駐車場対策協議会（以下、「駐車場対策協議会」という。）にて協議がなされ、共通の予約システムで運行すること、東京2020オリンピック・パラリンピック大会時の予約システムを作ったタイムズ24株式会社（以下、「タイムズ」という。）に、今後中心になって予約システムの検討を進めていく方針が決定された。

予約システムの対応が可能と考えられる複数の事業者へ見積依頼を実施したところ、回答を得られたのはタイムズ1社のみであったため、駐車場対策協議会として、技術的に対応可能な事業者は、タイムズしかないことを確認し、事業者として決定した。

以上により、駐車場対策協議会で決定した内容を基に協議会共同事務局の3者で「2025年日本国際博覧会 道路交通対策実施に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）を締結したため、基本協定 第7条第1項に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

万博推進局整備調整部整備調整課（TEL：06-6690-7731）

## 道路交通対策（駐車場対策協議会の対応）の経過

### 2022年12月 駐車場対策協議会（第1回）

- ・民間駐車場事業者の方々と議論し、道路交通対策として、共通の予約システムで運行することを決定。  
（事例として国土交通省道路局から東京2020オリンピック・パラリンピック大会時に実施した駐車場予約システムの概要を説明）

### 2023年6月 駐車場対策協議会（第2回）

- ・オリンピック時の予約システムを作ったタイムズ24株式会社に、今後中心になって予約システムの検討を進めていく方針を決定。

### 2024年3月 駐車場対策協議会による見積聴取、事業者決定

- ・予約システムの対応が可能と考えられる事業者へ見積依頼を実施
- ➔回答が得られたのは、タイムズ24株式会社1社のみ。  
駐車場対策協議会として、技術的に対応可能な事業者は、タイムズ24株式会社しかないことを確認し、決定。

### 2024年6月 3者（地整・当局・協会）による基本協定締結

- ・駐車場対策協議会で決定した内容を協定書により書面化  
第7条第1項「駐車場対策協議会で決定した事業者と委託契約するものとし、・・・」

### 2024年6月 契約事務審査会

- ・契約方法について審議